

令和 2 年 6 月

第 2 回稲城市議会定例会議案

(6 月 1 2 日開会
月 日閉会)

氏 名

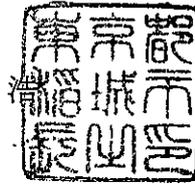


稲城市告示第75号

令和2年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和2年6月5日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和2年6月12日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和2年第2回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第28号議案 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第31号議案 稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例
- 第33号議案 稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第35号議案 令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）
- 第36号議案 令和2年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第37号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第38号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第39号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第40号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第41号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第42号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

- 第43号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第44号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第45号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第46号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第47号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第48号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第49号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例等の一部を改正する条例）
- 第50号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第51号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号））
- 第52号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））
- 第53号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例）
- 第54号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）
- 第55号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

<報 告>

- 第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成31年度東京都稲城市一般会計予算）
- 第2号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成31年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）
- 第3号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について
- 第4号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第28号議案

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）の改正に伴い、稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第29号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4

項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支

配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

付則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2までの規定」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に改め、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

付則第10条の2第10項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

付則第12条（見出しを含む。）、付則第13条（見出しを含む。）及び付則第13

条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則第18条の7の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第18条の8 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条の9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付則第28条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 稲城市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

付則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

付則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

付則第28条中「第61条」を「第63条」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中稲城市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中稲城市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定、同条例付則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例付則第18条の7の次に2条を加える改正規定並びに第2条中同条例付則第10条、第10条の2第18項及び第28条の改正規定並びに次条及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中稲城市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び付則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第1条中稲城市市税条例第19条、第20条、第23条第3項、第31条第2項及び第3項、第48条並びに第50条の改正規定並びに第52条第4項から第6項までを削る改正規定並びに第2条中同条例付則第3条の2第2項の改正規定並びに付則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）付則第3条の2の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の

個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が令和4年4月1日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び令和4年4月1日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が令和4年4月1日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 令和2年10月1日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 令和3年10月1日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第30号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

付則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第31号議案

稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（平成28年稲城市条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、同条の表14.6パーセントの項及び14.5パーセントの項中「特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同表7.3パーセントの項中「特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例付則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第32号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表36の項を削り、同表37の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加え、同項を同表36の項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第33号議案

稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、学校体育館に設置した空調設備について、小中学校での教育活動を除く市民等の利用に対して使用料を徴収するため、稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

稲城市立学校施設使用条例（平成6年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

学校体育館空調設備	500円
-----------	------

付 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

第34号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

多摩都市計画向陽台地区地区計画及び多摩都市計画向陽台東地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「昭和63年稲城市告示第38号」を「令和元年稲城市告示第28号」に、「多摩都市計面向陽台地区地区計画」を「多摩都市計面向陽台西地区地区計画」に、「向陽台地区地区整備計画区域」を「向陽台西地区地区整備計画区域」に改め、同表3の項中「平成18年稲城市告示第50号」を「令和元年稲城市告示第29号」に改める。

別表第2の1 向陽台地区地区整備計画区域の表中「向陽台地区地区整備計画区域」を「向陽台西地区地区整備計画区域」に改め、同表(あ)の項中「低層一般住宅街区」を「低層一般住宅地区」に、「低層生活文化街区」を「低層生活文化地区」に、「低層生活利便街区」を「低層生活利便地区」に改め、同表(い)の項中「の各号」を削り、「前各号」を「前2号」に、「付属」を「附属」に改め、「住宅で」の次に「、事務所」を加え、「又は創作活動」を「、創作活動」に、「合計は」を「合計が」に、「と、これらの」を「又はこれらの」に、「又は喫茶店」を「若しくは喫茶店を兼ねるもの」に改め、同表(う)の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「多摩都市計面向陽台地区地区計画」を「多摩都市計面向陽台西地区地区計画」に改め、同表(え)の項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に、「多摩都市計面向陽台地区地区計画」を「多摩都市計面向陽台西地区地区計画」に改め、同表(か)の項及び(き)の項を次のように改める。

(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	—
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの	—

	(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの
	(3) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

別表第2の3 向陽台東地区地区整備計画区域の表(イ)の項低層一般住宅地区の欄中「の各号」を削り、「前各号」を「前3号」に、「付属」を「附属」に改め、同項低層生活文化地区の欄中「の各号」を削り、「住宅で」の次に「、事務所」を加え、「付属」を「附属」に改め、同項教育施設地区の欄中「の各号」を削り、「付属」を「附属」に改め、同表(ウ)の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表(エ)の項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に、「ただし」を「。ただし」に、「建築基準法」を「法」に改め、「第53条第1項」の次に「の規定」を加え、同表(カ)の項を次のように改める。

(カ)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	—
		(2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	

同表(キ)の項中「に掲げる」を「の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第35号議案

令和2年度

東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

令和 2 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,041,243千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,780,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 12 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		274,103	△41,017	233,086
	1 負担金	274,103	△41,017	233,086
15 使用料及び手数料		682,004	△4,252	677,752
	1 使用料	298,161	△4,252	293,909
16 国庫支出金		14,905,535	443,798	15,349,333
	1 国庫負担金	4,979,861	21,513	5,001,374
	2 国庫補助金	9,905,642	422,285	10,327,927
17 都支出金		5,983,318	286,586	6,269,904
	1 都負担金	1,948,043	10,439	1,958,482
	2 都補助金	3,746,077	276,147	4,022,224
21 繰越金		300,000	332,515	632,515
	1 繰越金	300,000	332,515	632,515
22 諸収入		1,164,889	1,713	1,166,602
	4 雑収入	787,867	1,713	789,580
23 市債		3,116,497	21,900	3,138,397
	1 市債	3,116,497	21,900	3,138,397
歳 入 合 計		46,739,596	1,041,243	47,780,839

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,344,198	△3,005	13,341,193
	1 総務管理費	12,571,798	△3,005	12,568,793
3 民生費		16,592,640	41,662	16,634,302
	2 児童福祉費	9,500,713	41,662	9,542,375
4 衛生費		2,965,768	326,176	3,291,944
	1 保健衛生費	1,586,292	326,176	1,912,468
7 商工費		450,380	47,518	497,898
	1 商工費	450,380	47,518	497,898
9 消防費		1,110,069	2,309	1,112,378
	1 消防費	1,110,069	2,309	1,112,378
10 教育費		6,601,431	598,366	7,199,797
	1 教育総務費	413,617	2,447	416,064
	2 小学校費	1,055,880	378,173	1,434,053
	3 中学校費	605,724	171,668	777,392
	6 保健体育費	3,403,549	46,078	3,449,627
12 予備費		30,000	28,217	58,217
	1 予備費	30,000	28,217	58,217
歳出合計		46,739,596	1,041,243	47,780,839

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関係事業	32,856

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
給食調理等業務委託	令和3年度から 令和7年度まで	543,068

第4表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第一調理場建替移転事業債	2,174,600	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	2,196,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 14 款 分担金及び負担金 (補正額 △41,017 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	負 担 金	274,103	△41,017	233,086		
	1 民生費負担金	253,239	△41,017	212,222		
					3 児童福祉費 負 担 金	△41,017
	計	274,103	△41,017	233,086		

第 15 款 使用料及び手数料 (補正額 △4,252 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	使 用 料	298,161	△4,252	293,909		
	3 教育使用料	120,781	579	121,360		
					1 学校使用料	579
	4 民生使用料	29,508	△4,831	24,677		
					1 保育所施設 使 用 料	△4,831
	計	682,004	△4,252	677,752		

第 16 款 国庫支出金 (補正額 443,798 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 庫 負 担 金	4,979,861	21,513	5,001,374		
	1 民生費国庫負担金	4,979,861	21,513	5,001,374		
					2 児童福祉費 負 担 金	21,513

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課)	△34,938
保育所運営費保護者負担金	△34,938
(児童青少年課)	△6,079
学童クラブ運営費保護者負担金	△6,079

第14款 分 担 金 及 び 負 担 金

(単位：千円)

説 明	
(教育総務課)	579
学校施設使用料	579
(子育て支援課)	△4,831
保育所施設使用料	△4,831

第15款 使 用 料 及 び 手 数 料

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課)	1,862
児童保護費等負担金(1/2)	1,862
(子育て支援課)	19,651

第16款 国 庫 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 民生費国庫負担金)					
2	国 庫 補 助 金	9,905,642	422,285	10,327,927		
	2 教育費国庫補助金	4,427	236,970	241,397		
					1 小学校費補助金	165,315
					2 中学校費補助金	71,655
	6 総務費国庫補助金	9,337,050	185,315	9,522,365		
					1 総務管理費補助金	185,315
	計	14,905,535	443,798	15,349,333		

第17款 都支出金 (補正額 286,586 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	1,948,043	10,439	1,958,482		
	1 民生費都負担金	1,946,975	10,439	1,957,414		
					2 児童福祉費負担金	10,439
2	都 補 助 金	3,746,077	276,147	4,022,224		
	1 総務費都補助金	1,323,867	253,706	1,577,573		
					1 総務費補助金	△17,700

(単位：千円)

説 明	
子どものための教育・保育給付費負担金（1／2）	19,651
（指導課） 公立学校情報機器整備費補助金（1／2）	165,315 165,315
（指導課） 公立学校情報機器整備費補助金（1／2）	71,655 71,655
（財政課） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	185,315 185,315

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
（障害福祉課） 児童保護費等負担金（1／4）	614 614
（子育て支援課） 子どものための教育・保育給付費負担金（1／4・1／2）	9,825 9,825
（スポーツ推進課） 東京2020大会開催関連事業費補助金（1／2）	△17,700 △17,700

第17款 都 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	(1 総務費都補助金)				3 市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金	271,406
	2 民生費都補助金	1,730,834	2,022	1,732,856		
					3 児童福祉費補助金	2,022
	3 衛生費都補助金	34,797	12,425	47,222		
					1 保健衛生費補助金	12,425
	7 教育費都補助金	547,748	7,994	555,742		
					1 小学校費補助金	3,514
					2 中学校費補助金	1,757
					6 教育総務費補助金	2,723
	計	5,983,318	286,586	6,269,904		

第21款 繰越金 (補正額 332,515 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	300,000	332,515	632,515		
	1 繰越金	300,000	332,515	632,515		
					1 繰越金	332,515
	計	300,000	332,515	632,515		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金	271,406 271,406
(障害福祉課) 学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金(3/4・10/10)	2,022 2,022
(健康課) とうきょうママパパ応援事業補助金(10/10)	12,425 12,425
(教育総務課) 区市町村立学校新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金(1/2)	3,514 3,514
(教育総務課) 区市町村立学校新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金(1/2)	1,757 1,757
(指導課) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金(10/10)	2,723 2,723

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	332,515 332,515

第21款 繰 越 金

第22款 諸 収 入 (補正額 1,713 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	787,867	1,713	789,580		
	3 雑 入	787,523	1,713	789,236		
					1 雑 入	1,713
	計	1,164,889	1,713	1,166,602		

第23款 市 債 (補正額 21,900 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	3,116,497	21,900	3,138,397		
	6 教 育 債	2,201,800	21,900	2,223,700		
					3 学校給食債	21,900
	計	3,116,497	21,900	3,138,397		

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課)	△1,248
給食食材料費(公設公営保育園分)	△1,248
(学務課)	462
学校臨時休業対策費補助金	462
(学校給食課)	2,499
学校臨時休業対策費補助金	2,499

第22款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	21,900
第一調理場建替移転事業債	21,900

第23款 市 債

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 △3,005 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	12,571,798	△3,005	12,568,793	0	△14,330	0	△3,094	14,419
	1 一 般 管 理 費	2,677,373	276	2,677,649	0	3,370	0	△3,094	0
					0	3,370	0	△3,094	0
	7 企 画 調 査 費	9,293,980	△3,281	9,290,699	0	△17,700	0	0	14,419
					0	△17,700	0	0	14,419
	計	13,344,198	△3,005	13,341,193	0	△14,330	0	△3,094	14,419

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当	127	9 会計年度任用職員関係費 (人事課)	276
		3 職員手当	127
4 共済費	149	期末手当 (第2種会計年度任用職員)	127
		4 共済費	149
		健康保険負担金	56
		健康保険負担金	56
		厚生年金負担金	90
		厚生年金負担金	90
		労働者災害補償保険等	3
		労働者災害補償保険等	3
7 報償費	△40	4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関係事業 (スポーツ推進課)	△3,281
10 需用費	△232	7 報償費	△40
1 消耗品費	△232	看護師謝礼	△40
11 役務費	△72	10 需用費	△232
		① 消耗品費	△232
		事業用	△232
12 委託料	△814	11 役務費	△72
13 使用料及び賃借料	△2,123	通信運搬費	△72
		電話料	△72
		12 委託料	△814
		オリンピック・パラリンピックレガシー事業委託	△814
		13 使用料及び賃借料	△2,123
		携帯電話賃借料	△424
		オリンピック・パラリンピック放映権等	△1,699

第2款 総 務 費

第3款 民生費 (補正額 41,662 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
	2 児 童 福 祉 費	9,500,713	41,662	9,542,375	21,513	64,151	0	△44,002	0
	2 児 童 処 遇 費	8,257,593	40,258	8,297,851	21,513	53,683	0	△34,938	0
					2,182	2,182	0	0	0
					17,469	33,873	0	△34,938	0
					1,862	4,128	0	0	0
					0	13,500	0	0	0
	3 保 育 所 費	335,256	0	335,256	0	6,079	0	△6,079	0
					0	6,079	0	△6,079	0
	5 学 童 ク ラ ブ 費	241,762	1,404	243,166	0	4,389	0	△2,985	0
					0	4,389	0	△2,985	0
	計	16,592,640	41,662	16,634,302	21,513	64,151	0	△44,002	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役 務 費	80	3 子ども・子育て支援給付事業（子育て支援課）	4,364
18 負担金補助及び 交 付 金	29,824	19 扶助費 子どものための教育・保育給付	4,364 4,364
19 扶 助 費	10,354	4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）	16,404
		18 負担金補助及び交付金 民間保育所等振興費補助金	16,404 16,404
		5 障害児支援事業（障害福祉課）	5,990
		19 扶助費 障害児通所給付費	5,990 5,990
		6 母子父子関係事業（子育て支援課）	13,500
		11 役務費	80
		手数料	31
		支払金口座振替手数料	31
		通信運搬費	49
		郵便料等	49
		18 負担金補助及び交付金 ひとり親世帯等臨時特別給付金	13,420 13,420
		1 保育所運営事業 財源振替	
12 委 託 料	1,404	1 学童クラブ運営事業（児童青少年課）	1,404
		12 委託料	1,404
		民間学童クラブ運営委託	1,404

第3款 民 生 費

第4款 衛生費 (補正額 326,176 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	保健衛生費	1,586,292	326,176	1,912,468	50,000	162,425	0	0	113,751
	1 保健衛生総務費	300,666	12,425	313,091	0	12,425	0	0	0
					0	12,425	0	0	0
	2 予 防 費	520,730	13,751	534,481	0	0	0	0	13,751
					0	0	0	0	13,751
	5 病院事業費	702,685	300,000	1,002,685	50,000	150,000	0	0	100,000
					50,000	150,000	0	0	100,000
	計	2,965,768	326,176	3,291,944	50,000	162,425	0	0	113,751

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10需用費	12,250	4 母子保健事業（健康課）	12,425
		10需用費	12,250
1 消耗品費	12,250	①消耗品費	12,250
		妊婦タクシー代助成事業用	12,250
11役務費	175	11役務費	175
		通信運搬費	175
		妊婦タクシー代助成事業用郵便料	175
10需用費	51	1 予防接種事業（健康課）	13,751
		10需用費	51
4 印刷製本費	51	④印刷製本費	51
		事業用	51
12委託料	13,368	12委託料	13,368
		予防接種委託	13,278
		事務委託	90
18負担金補助及び 交付金	155	18負担金補助及び交付金	155
		予防接種負担金	155
19扶助費	177	19扶助費	177
		予防接種助成	177
18負担金補助及び 交付金	300,000	1 病院事業会計負担金及び補助金（健康課）	300,000
		18負担金補助及び交付金	300,000
		病院事業会計負担金及び補助金	300,000

第4款 衛 生 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬		1,135	2 商工会経費（経済観光課）	22,248
10 需用費		31	18 負担金補助及び交付金	22,248
1 消耗品費		31	商工会補助金	22,248
11 役務費		104	11 新型コロナウイルス感染症対策応援事業（経済観光課）	25,270
18 負担金補助及び交付金		46,248	1 報酬	1,135
			その他報酬	1,135
			第2種会計年度任用職員報酬	1,135
			10 需用費	31
			① 消耗品費	31
			事業用	31
			11 役務費	104
			手数料	36
			振込手数料	36
			通信運搬費	68
			郵便料	68
			18 負担金補助及び交付金	24,000
			頑張れ！稲城の事業者支援金	24,000

第7款 商 工 費

第10款 教育費 (補正額 598,366 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	413,617	2,447	416,064	0	2,447	0	0	0
	3 教育指導費	190,138	2,447	192,585	0	2,447	0	0	0
					0	2,447	0	0	0
2	小学校費	1,055,880	378,173	1,434,053	221,492	47,929	0	579	108,173
	1 学校管理費	366,576	7,028	373,604	0	3,514	0	579	2,935
					0	3,514	0	0	3,514
					0	0	0	579	△579
	2 教育振興費	173,755	371,145	544,900	221,492	44,415	0	0	105,238
					221,492	44,415	0	0	105,238
3	中学校費	605,724	171,668	777,392	99,744	23,964	0	0	47,960
	1 学校管理費	215,896	3,514	219,410	0	1,757	0	0	1,757
					0	1,757	0	0	1,757
	2 教育振興費	122,931	168,154	291,085	99,744	22,207	0	0	46,203

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	2,447	1 教育指導に関する経費（指導課）	2,447
		1 報酬	2,447
		その他報酬	2,447
		第2種会計年度任用職員報酬	2,447
17 備品購入費	7,028	1 小学校管理運営費（教育総務課）	7,028
		17 備品購入費	7,028
		管理用（共通施設用）	7,028
		6 学校等開放経費（教育総務課）	
		財源振替	
10 需用費	295,044	4 小学校GIGAスクールに関する経費（指導課）	371,145
		10 需用費	295,044
1 消耗品費	295,044	① 消耗品費	295,044
		事業用	295,044
11 役務費	26,422	11 役務費	26,422
		通信運搬費	26,422
12 委託料	49,679	LTE通信料	26,422
		12 委託料	49,679
		端末保守運用委託	17,615
		端末初期設定等委託	25,164
		GIGAスクールサポーター業務委託	6,900
17 備品購入費	3,514	1 中学校管理運営費（教育総務課）	3,514
		17 備品購入費	3,514
		管理用（共通施設用）	3,514

第10款 教 育 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3	(2 教育 振 興 費)				99,744	22,207	0	0	46,203
6	保 健 体 育 費	3,403,549	46,078	3,449,627	988	0	21,900	2,961	20,229
	3 学 校 給 食 費	724,660	22,604	747,264	988	0	0	2,961	18,655
					988	0	0	2,961	18,655
	4 学 校 給 食 共 同 調 理 場 建 設 費	2,443,208	23,474	2,466,682	0	0	21,900	0	1,574
					0	0	21,900	0	1,574
	計	6,601,431	598,366	7,199,797	322,224	74,340	21,900	3,540	176,362

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
10需用費	133,412	4 中学校GIGAスクールに関する経費(指導課)	168,154	
1 消耗品費	133,412	10需用費	133,412	
		①消耗品費	133,412	
		事業用	133,412	
11役務費	11,948	11役務費	11,948	
		通信運搬費	11,948	
12委託料	22,794	LTE通信料	11,948	
		12委託料	22,794	
		端末保守運用委託	7,965	
		端末初期設定等委託	11,379	
		GIGAスクールサポーター業務委託	3,450	
10需用費	25	2 管理運営費	22,604	
4 印刷製本費	25	(学務課)	616	
		10需用費	25	
		④印刷製本費	25	
11役務費	591	諸用紙等印刷	25	
12委託料	16,157	11役務費	591	
21 補償補填及び賠償金	5,831	手数料	242	
		給食費口座振替手数料	242	
		通信運搬費	349	
		郵便料等	349	
		(学校給食課)	21,988	
		12委託料	16,157	
		給食調理等業務委託	16,157	
		21補償補填及び賠償金	5,831	
		給食食材料発注に係る違約金	5,831	
14 工事請負費	23,474	2 第一調理場建替移転事業(建築保全課)	23,474	
		14 工事請負費	23,474	
		第一調理場建替移転工事		

第10款 教 育 費

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
給食調理等業務委託	学校給食課	543,068		

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 追 加

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
令和3年度から 令和7年度まで	543,068				543,068

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	13,717,395	13,788,627	2,650,600	1,097,757	15,341,470
補正額			21,900		21,900
計	13,717,395	13,788,627	2,672,500	1,097,757	15,363,370
(7) 教育債					
補正前	9,111,907	9,152,927	2,201,800	664,064	10,690,663
補正額			21,900		21,900
計	9,111,907	9,152,927	2,223,700	664,064	10,712,563
合 計					
補正前	24,123,210	24,026,219	3,116,497	1,933,135	25,209,581
補正額			21,900		21,900
計	24,123,210	24,026,219	3,138,397	1,933,135	25,231,481

第36号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）

令和 2 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 2 年度東京都稲城市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 2 号に定めた年間延患者数の入院「87,965人」を「83,744人」に、外来「169,580人」を「161,140人」に改め、同条第 3 号に定めた一日平均患者数の入院「241人」を「229人」に、外来「695人」を「660人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	病院事業収益	7,549,060千円	6,184千円	7,555,244千円
第 1 項	医業収益	6,305,712千円	△306,410千円	5,999,302千円
第 2 項	医業外収益	1,243,346千円	312,594千円	1,555,940千円
		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 2 款	病院事業費用	7,549,060千円	6,184千円	7,555,244千円
第 1 項	医業費用	7,423,015千円	6,184千円	7,429,199千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第3款 資本的収入	830,006千円	3,861千円	833,867千円	
第4項 都補助金	76,245千円	3,861千円	80,106千円	
		支 出		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第4款 資本的支出	1,325,152千円	3,861千円	1,329,013千円	
第2項 建設改良費	790,373千円	3,861千円	794,234千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(経費)	(既決金額)	(補正金額)	(計)
(1) 職員給与費	4,263,113千円	3,174千円	4,266,287千円

令和2年6月12日 提出

稲城市長 高橋勝浩

令和2年度 東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病	院 事 業 収 益	7,549,060	6,184	7,555,244
	1	医 業 収 益	6,305,712	△ 306,410	5,999,302
		1 入 院 収 益	3,870,460	△ 185,724	3,684,736
		2 外 来 収 益	1,729,716	△ 86,088	1,643,628
		3 その他医業収益	705,536	△ 34,598	670,938
	2	医 業 外 収 益	1,243,346	312,594	1,555,940
		2 他会計負担金	672,685	300,000	972,685
		4 都 補 助 金	347,708	12,594	360,302

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2	病	院 事 業 費 用	7,549,060	6,184	7,555,244
	1	医 業 費 用	7,423,015	6,184	7,429,199
		1 給 与 費	4,263,113	3,174	4,266,287
		3 経 費	1,667,253	3,010	1,670,263

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
3	資	本 的 収 入	830,006	3,861	833,867
	4	都 補 助 金	76,245	3,861	80,106
		1 都 補 助 金	76,245	3,861	80,106

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
4	資	本 的 支 出	1,325,152	3,861	1,329,013
	2	建 設 改 良 費	790,373	3,861	794,234
		1 建 設 改 良 費	790,373	3,861	794,234

給 与 費

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費			
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計
補正後	16	341 (1) {366}	1,124	2,054,649	1,364,440	3,420,213
補正前	16	341 (1) {342}	1,124	2,054,475	1,361,440	3,417,039
比 較	0	0 (0) {24}	0	174	3,000	3,174

()内は再任用短時間勤務職員数、{ }内は会計年度任用職員数について外書きしています。

職員手当 の 内 訳	区分	扶養手当	地域手当	管理職 手 当	初任給 調整手当	時間外 勤務手当	夜 間 勤務手当
	補正後		21,240	204,144	37,486	1,728	160,473
補正前		21,240	204,144	37,486	1,728	160,473	29,665
比 較		0	0	0	0	0	0

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
給 料	174	新型コロナウイルス 感染症対応による増	174 新型コロナウイルス 感染症対応による増分 174
手 当	3,000	特殊勤務手当の新 設による増	3,000 新型コロナウイルス感染症 対応手当の支給による増分 3,000

3. 職員手当の状況

(ア) 特殊勤務手当 (再任用短時間勤務職員は外数のため、本表には含まれていません。)

区 分	全職員	代 表 的 な 職 種			
		行政職	医師職	医療技術職	看護職
給料総額に対する比率(%)	12.2	0	5.0	0.1	7.1
支給対象職員の比率 令和2年5月1日現在(%)	93.6	0	15.0	19.6	58.9
代表的な特殊勤務 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	夜間看護手当 医師手当 手術手当			
	多くの職員に 支給されている手当	危険手当 夜間看護手当 夜間勤務者調整手当			

明 細 書

(単位:千円)

法定福利費	退職給与金	賞与引当金繰入額	合 計	備 考
595,368	27,780	222,926	4,266,287	
595,368	27,780	222,926	4,263,113	
0	0	0	3,174	

特 殊 勤務手当	期 末 勤勉手当	住居手当	宿 日 直 手 当	通勤手当	児童手当	管 理 職 特別勤務手当
275,516	441,189	8,880	133,883	36,892	12,835	509
272,516	441,189	8,880	133,883	36,892	12,835	509
3,000	0	0	0	0	0	0

(特に表示がないときは単位:千円)

備 考		
新型コロナウイルス感染症対応手当		
支給範囲	支給額	摘要
(1) 医師が帰国者・接触者外来で診療に従事したとき。	日額5,000円	
(2) 医師が病棟で感染防護衣を着用して新型コロナウイルス感染症の陽性患者の診療に従事したとき(前号に掲げる場合を除く。)	日額5,000円	
(3) 看護師が帰国者・接触者外来で看護に従事したとき。	日額5,000円	
(4) 看護師が病棟で感染防護衣を着用して新型コロナウイルス感染症の陽性患者の看護に従事したとき(前号に掲げる場合を除く。)	1勤務につき5,000円	1勤務とは、午前8時30分から午後5時までの時間、午後4時30分から翌日の午前1時までの時間又は午前0時45分から午前9時30分までの時間をいう。
(5) 診療放射線技師が帰国者・接触者外来で業務に従事したとき。	日額2,000円	
(6) 臨床検査技師が新型コロナウイルス感染症の陽性患者の検査業務に従事したとき。	日額1,000円	

令和 2 年度 東京都稲城市病院事業会計

収益的収入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病院事業	収益	7,549,060	6,184	7,555,244
	1	医業	収益	△ 306,410	5,999,302
		1 入院	収益	△ 185,724	3,684,736
		2 外来	収益	△ 86,088	1,643,628
		3 その他医業	収益	△ 34,598	670,938
	2	医業外	収益	312,594	1,555,940
		2 他会計負担	金	300,000	972,685
		4 都補助	金	12,594	360,302

補正予算（第1号）実施計画説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 入院収益	△ 185,724	入院患者予定数の減 △ 185,724
1 外来収益	△ 86,088	外来患者予定数の減 △ 86,088
1 室料差額収益	△ 5,700	入院患者予定数の減 △ 5,700
2 公衆衛生活動収益	△ 12,530	健診センターの利用停止に伴う利用者数の減 △ 12,530
3 医療相談収益	△ 16,368	健診センターの利用停止に伴う利用者数の減 △ 16,368
1 他会計負担金	300,000	医業費用負担金 感染症医療に要する経費 300,000
1 都補助金	12,594	東京都新型コロナウイルス感染症 医療提供体制緊急整備事業補助金 12,594

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2	病	院 事 業 費 用	7,549,060	6,184	7,555,244
	1	医 業 費 用	7,423,015	6,184	7,429,199
		1 給 与 費	4,263,113	3,174	4,266,287
		3 経 費	1,667,253	3,010	1,670,263

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 給 料	174	会計年度任用職員	174
2 手 当	3,000	医療職 (1)	450
		医療職 (2)	135
		医療職 (3)	2,415
5 消 耗 品 費	3,010	医療用消耗品	3,010

資 本 的 收 入

收入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
3	資	本 的 收 入	830,006	3,861	833,867
	4	都 補 助 金	76,245	3,861	80,106
		1 都 補 助 金	76,245	3,861	80,106

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
4	資	本 的 支 出	1,325,152	3,861	1,329,013
	2	建 設 改 良 費	790,373	3,861	794,234
		1 建 設 改 良 費	790,373	3,861	794,234

及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 都補助金	3,861	東京都新型コロナウイルス感染症 医療提供体制緊急整備事業補助金 3,861

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2 器械及び備品購入費	3,861	医療機器等備品購入費 3,861